

就職準備金貸付 よくある質問

質問内容	回答
Q1 正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。	週 20 時間以上勤務している人が対象となりますので、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
Q2 週 20 時間以上とはどういうことですか。	休暇等を含めて、年間の勤務自体が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。例えば、5 時間勤務であれば 4 日以上、4 時間勤務なら 5 日以上など、月の出勤日数や 1 日の労働時間数に制限がありませんが、実態として週 20 時間以上が確保されていることが必要です。また、雇用保険に加入していることが必要です。 (Q22 参照) ※雇用保険は、週 20 時間以上働く場合に必ず事業主(勤務先)が加入手続きをしなければいけないもので、退職した際に失業給付を受けられるための制度です。
Q3 就職してから 4 か月以内に申請とは、どういうことですか。	雇用契約書または就職・復職証明書に証明されている勤務開始日を起算日として 4 か月以内ということです。 (例) 雇用契約書に 4 月 15 日から 3 月 31 日と雇用期間の記載がある場合は、4 月 15 日が起算日とし、8 月 14 日までに申請ください。
Q4 保育士として就労を初めてから 6 か月が経過しました。制度のことを就職してから知ったのですが、今からでも申し込めますか。	申請期限(4 ヶ月以内)を過ぎているため、申込みは受け付けられません。
Q5 就職先の企業主導型保育所が対象になるかどのようにしたら分かりますか。	公益社団法人児童育成協会のホームページ(https://www.kigyounaihoiku.jp/)に助成決定一覧が掲載されています。掲載されていない施設につきましては、各施設の施設長等にご自身で確認を取ってください。確認が取れない場合は申請いただけませんので、ご注意ください。
Q6 保育料の一部貸付と就職準備金は同時に申請できますか。	双方の貸付けの条件を満たしていれば、同時に申請可能です。ただし、期日内に申請してください。
Q7 産休・育児休業で休んでおり、同じ園(同じ法人が運営する施設)に復職しました。就職準備金の申請はできますか。	潜在保育士(離職して就業していない人)を対象とした貸付のため、申請できません。
Q8 勤務開始当初は、業務に慣れるために週 20 時間勤務できませんでしたが、3 か月経ち勤務に慣れてきたので週 20 時間以上勤務できるようになった場合申請できますか。	就職開始日から週に 20 時間以上勤務してもらうことが、貸付の申請条件となっているため、途中で条件を満たしたからといって申請はできません。 ただし、仮採用の時点では週 20 時間未満の契約だったが、本採用の時点で週 20 時間以上の契約になった場合は、本採用になった時点で申請が可能です。
Q9 保育士証が旧姓のままですが申請できますか。	保育士証が旧姓のままではご本人であることの確認ができません。速やかに保育士登録事務処理センター(03-3262-1080)へ氏名変更の手続きをしてください。ただし、変更に時間を要するため申込締切日までに間に合わない場合は、旧姓の保育士証の空白部分に「申請中」と記載してください。申請の保育士証が届き次第コピーを提出してください。 <u>確認が取れるまで貸付金の交付はできません。</u>
Q10 就職準備金ではどのようなものの購入が認められますか。	9 頁就職準備金貸付の用途として認められているものと上限額を参照ください。
Q11 いつからいつまでに購入したものが対象ですか。	就職月及び就職月の前後 1 か月に購入した物が対象です。

	(例) 令和7年5月1日に就職日が決定した場合、4月1日～6月30日に購入したものが対象になります。
Q12 領収書の宛名はどうしたらいいですか。	申請者（ご本人）のお名前を記入してもらってください。申請者（ご本人）以外のお名前の領収書は受理できません。その場合は、同一世帯が分かる世帯全員の住民票を提出してください。
Q13 細々したものをたくさん買ったのですが、領収書の但し書きは全て記入してもらわないといけないですか。	複数点購入した場合は、領収書ではなく、レシートを提出してください。 領収書を発行した場合は、明細書（納品書、請求書、1点ずつの品名及び金額が分かる物）を提出してください。
Q14 インターネットで購入したものは対象になりますか。	Amazon、楽天市場等に出店している法人格を持つ会社から購入した場合は対象となりますが、個人売買（メルカリ、ヤフーオークション等）で購入された物は対象外です。 送料を申請額に含めることはできませんので、商品代のみを申請してください。
Q15 インターネットで購入した場合は、何を提出したらいいですか。	領収書を提出してください。注文履歴から発行できる場合が多いようですが、通販サイトの領収書発行、再発行の方法を予め確認しておいてください。
Q16 インターネットで購入した商品の領収書が発行できない。	通販サイトの領収書の発行、再発行について確認してください。その上で再発行できない場合は、支払いがわかる支払い明細（振込、カード利用明細書）を提出していただきますが、審査会での審議になります。
Q17 支払いは現金でないといけませんか。	クレジットカードのお支払いでも申請可能です。 分割支払いでの支払い方法も可能ですが、利子や手数料を含むことはできません。商品代のみを申請ください。 クーポンや割引を使用した場合はクーポン、割引後（実際にお支払いした金額）が申請できる金額となります。商品券等を利用した場合は、商品券利用分を差し引いた金額を申請ください。 QRコード決済や電子決済での支払い分も申請可能ですが、割引等されている場合は、割引後の実際に支払った金額を申請ください。
Q18 貸付金の振込先を申請者以外にしたいのですが、可能ですか。	貸付金の振込先は、申請者（ご本人）の口座とさせていただきます。口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただき、手続きを行ってください。 なお、イオン銀行やセブン銀行等実店舗のないネット銀行口座は取扱いできません。
Q19 借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。	郵便局の窓口や、コンビニエンスストアで購入できます。コンビニエンスストアで200円の収入印紙しか取扱いがない店舗の場合は、200円の収入印紙を複数枚購入するなどして対応してください。
Q20 就職準備金貸付に申請した物の引き落としがあるので振込時期を早めてもらうことはできますか。	申し訳ございませんが、振込時期に関する相談は受けかねます。ご自身のお支払いできる範囲で購入し、申請いただきますようお願いいたします。
Q21 貸付期間中に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。	この貸付制度は原則として、就職後2年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 万が一、産休・育児休業を取得することになった場合、休職している期間は返還を猶予する4ことが可能です。


	<p>所定の書類を提出していただく必要がありますので、兵庫県保育協会へご連絡ください。復職後、継続して働き、休職前と併せて2年間働くと貸付金の返還は免除になります。ただし、産休・育児休業期間は業務従事期間に含まれません。</p> <p>また、雇用条件の変更により、就業時間が週20時間以上満たせない場合は、全額返還となります。</p>
Q22 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。	<p>転職は可能です。ただし、貸付要件を満たし、引き続き2年間保育士としての業務に従事する必要がありますので、1か月以内に貸付対象となる別の保育所等に転職していることが条件となります。(貸付対象外の保育所等に転職した場合は、全額返還していただく必要があります。)</p>
Q23 貸付を受けた後に、1年3ヶ月働いて自己都合で就業先を退職しました。その後保育士としては就業していません。その場合は、貸付を受けたお金は返還しなければいけませんか。	<p>全額免除になる条件は、2年間継続して保育士としての業務に従事することですので、2年の期間を全うせずに退職した場合は、貸し付けている全額を返還していただく必要があります。</p> <p>なお、退職したことを兵庫県保育協会へ報告していない場合や、必要書類を提出していない場合は、貸付した金額を一括で返還していただきます。</p> <p>また、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。</p>
Q24 週20時間以上勤務できていない場合はどうなりますか。	<p>園のシフトの都合や、お子様の急病等で1か月程度週に20時間以上(月80時間以上)を満たしていない場合は、業務従事期間を1か月延長することで対応しますが、連続して4か月週20時間以上(月80時間以上)を満たしていない場合には、貸付対象者の要件には当てはまりませんので、審査会で審査を行い、場合によっては全額返還していただくこととなります。</p>
Q25 申請時は週20時間以上で雇用契約を結んでいましたが、2年目更新した際に週20時間以上の勤務が出来なくなった場合はどうなりますか。	<p>この貸付制度は、継続して2年間、週20時間以上勤務してもらうことを要件としていますので、雇用契約を更新した段階で要件を満たさなくなった場合は、全額返還してもらうこととなります。</p>
Q26 3月31日に退職し、翌日の4月1日に別の園に就職した場合は、申請できますか。	<p>はい、国の要綱の改正(令和元年6月20日)により、「離職して1年以上」という文言が削除されたので、離職し、すぐに別の施設へ就業した場合でも申請が可能です。ただし、一人1回までです。(同一法人内での異動は対象になりません。)</p>
Q27 3月に養成校を卒業し、4月から初めて保育士として社会人として就業することになった場合は申請できますか。	<p>潜在保育士を対象とした貸付であり、新社会人(新卒者)向けの貸付ではないため、申請できません。</p>
Q28 就職準備金の購入品で、例えば衣類に枚数制限はありますか。	<p>9頁に記載の『就職準備金貸付の用途として認められているものと上限額』の範囲内でしたら、購入枚数に制限はありません。ただし、常識の範囲内での購入をお願いします。</p>
Q29 申請が通らなかつたらどうなりますか。	<p>申請が通らなかつた場合は貸付できませんので、購入した物は、全てご自身で支払っていただくこととなります。</p>
Q30 以前就業していた施設で、就職準備金貸付を受けましたが、別の園で就業したのでまた申請できますか。	<p>就職準備金貸付は、一人1回限りの貸付ですので、一度貸付を受けた方が何度も申請できるものではありません。</p>
Q31 一つの店舗で普段使用する物(貸付の申	<p>はい。消費税の計算等で申請額と合わない場合があります。</p>

<p>請には挙げない物)と申請に挙げる物を購入した場合、レシートは同じものではだめですか。</p>	<p>ますので、お手数ですが貸付申請用と分けて清算してください。 申請対象外の物と一緒に購入している場合は、消費税を省いた金額で計算します。</p>
<p>Q32 申請書をすでに提出したが買い忘れたものがあつたので追加したいができますか。</p>	<p>一度提出された書類を購入品追加の理由で返却することはできません。また、書類不備のため書類を返送した際に、追記することも同じく認められません。(申請書類はコピーを取っています。返送後追記していた物があつた場合は削除します。)</p>
<p>Q33 各品目の上限額を超えた場合はどうなりますか。</p>	<p>9頁に記載の各品目の上限額を超えた場合は、ご自身で負担ください。</p>
<p>Q34 レシートを保証書に添付するため、保管しておきたい場合はどうしたらいいですか。</p>	<p>貸付審査会后、レシートを返却しますので、しばらくお待ちください。</p>
<p>Q35 幼稚園免許は持っていますが、保育士資格は持っていません。申請できますか。</p>	<p>保育士資格を所有する方を対象とした貸付なので、該当の施設で採用されたとしても申請できません。</p>
<p>Q36 申請等のやりとりを直接保育協会としたいですが、無理でしょうか。</p>	<p>この事業は、保育士の離職防止や保育士確保のために、県内各施設に周知し、利用を促進しています。 また、貸付の要件に勤務条件(勤務状況)を施設に確認したり、貸付事務の効率化を図るため、申請に係る手続きは、施設を経由して行うと定めています。そのため、個人の要望にお応えはできません。</p>
<p>Q37 保育士試験で保育士資格を取得しましたが、手元に保育士証が届いていません。申請できますか。</p>	<p>勤務開始及び申請時に保育士登録がされている(保育士資格を保有している)ことが要件ですので、申請できません。</p>
<p>Q38 派遣で勤務していたが、同じ園に正規職員等(直接雇用)で採用になった場合は申請できますか。</p>	<p>新たに勤務することが要件なので、雇用形態の変更により同じ施設で勤務する場合は申請できません。 なお、派遣で勤務し始めた際に、週20時間以上勤務している場合は申請可能です。</p>
<p>Q38 通勤手段は自転車だが、子どもを保育園に送る際に自動車を使うので、自転車と車の点検代の申請は可能か。</p>	<p>ご自身の通勤に必要な場合の自転車購入や自動車通勤のための自動車点検代は認めています。子どもの送迎に係る分は認めていません。 今回の場合は、自転車購入費のみ申請可能です。</p>
<p>Q39 保育補助者で勤務していて、保育士資格を取得しました。就職準備金の申請はできますか。</p>	<p>新たに勤務することが要件なので、同じ施設で雇用形態が変わった場合(保育補助者→保育士)でも、申請できません。事務員から保育士、栄養士から保育士でも同様です。</p>
<p>Q40 連帯保証人について、他にお願いする人がいない。両親は65歳を過ぎているが就業している場合は、申請はできませんか。</p>	<p>他にお願いする方がいないのであれば、理由書とその方の源泉徴収票を提出してください。(理由書の様式は問いません。)</p>
<p>Q41 貸付決定を受けたが都合により辞退した。今回新たに就職するにあたり再度就職準備金の申請をすることはできますか。</p>	<p>就職準備金貸付は1人1回限りと決められていますが、貸付決定後に辞退され、貸付を利用されていないため申請は可能です。</p>
<p>Q42 貸付決定を受け交付もされたが、都合により職場を退職し、貸付金は返還した。今回新たに就職するにあたり就職準備金の貸付けを申請することはできますか。</p>	<p>就職準備金貸付は1人1回限りのため、貸付金を返還したとしても再度申請することはできません。</p>

申請書類チェックリスト

提出書類	確認事項
貸付申請書	<input type="checkbox"/> 申請者が自筆で署名しているか <input type="checkbox"/> 貸付希望額 40 万以内となっているか <input type="checkbox"/> 勤務開始日は申請日から 4 か月以内か <input type="checkbox"/> 連帯保証人欄は申請者が記入しているか <input type="checkbox"/> 200 円の収入印紙は貼付されているか <input type="checkbox"/> 収入印紙に連帯保証人の印鑑で消印（割印）があるか <input type="checkbox"/> 勤務先施設の証明があるか
別紙①	<input type="checkbox"/> 領収書・レシートの金額と枚数は一致しているか <input type="checkbox"/> 別紙②に記入漏れはないか（使途毎に領収書、レシートが 2 枚以上ある場合は、別紙②に連番をつけて 1 枚ごとの金額を記入する） <input type="checkbox"/> 領収書・レシートの日付は、勤務開始月及び勤務開始月の前後 1 か月のものか <input type="checkbox"/> 購入品目は、10 頁の内容に沿ったものか <input type="checkbox"/> 購入品目は、各品目の上限額を超えた金額を記載していないか
別紙②	<input type="checkbox"/> 領収書・レシート一枚ごとに使途番号に連番をつけて記入しているか
雇用契約書または辞令	<input type="checkbox"/> 申請した年度に契約を交わしたものか
就職・復職証明書	<input type="checkbox"/> 週に 20 時間以上勤務していることが証明されているか <input type="checkbox"/> 雇用保険に加入しているか <input type="checkbox"/> 勤務先施設が証明しているか
職務経歴確認書または履歴書の写し	<input type="checkbox"/> 平成 28（2016）年 4 月以降の職歴が記入されているか
保育士登録証の写し	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名と一致しているか （一致していない場合は、保育士登録事務処理センターに申請しているか） ※申請手続き中の場合は、旧姓の保育士証に「申請手続き中」と記入し提出してください。後日新しい保育士証が届いたらコピーを提出すること。
児童育成協会 HP に掲載の施設情報の写し、市町の HP に掲載の施設情報の写し等	（企業主導型保育事業、小規模保育所、事業所内保育事業、家庭的保育事業で勤務している場合） <input type="checkbox"/> 市町または児童育成協会のホームページで施設情報が確認できるか。

※最新の申請様式は、兵庫県保育協会ホームページに掲載しています。

（インターネット検索画面で「兵庫県保育協会」と検索  「保育人材確保対策貸付事業」のページに各種貸付事業の概要や様式を掲載しています。）